

議案第 16 号

常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 12 月 19 日提出

白井市長 笠井 喜久雄

提案理由

本案は、人事院及び千葉県人事委員会勧告を踏まえて給与改定する一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を考慮し、常勤の特別職の期末手当の支給月数を改定するため、条例の一部を改正するものです。

常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（昭和32年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の規定により支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第16号資料

○常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（昭和32年条例第17号）新旧対照表

（第1条関係）

改正案	現行
(略)	(略)
<p>第3条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する職員にあっては、退職し、失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料の月額及びその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第3条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する職員にあっては、退職し、失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料の月額及びその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

（第2条関係）

改正案	現行
(略)	(略)
<p>第3条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する職員にあっては、退職し、失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料の月額及びその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第3条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する職員にあっては、退職し、失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料の月額及びその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>